

共通事項の説明に係る基本ロジック

- 以下の補足説明を行う。
 - 共通01：1項申請と2項申請の区分
 - 共通02：事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化
 - 共通03：(技術基準規則) 新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化
 - 共通04：設工認の申請計画の考え方
 - 共通06：本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項
 - 共通09 申請対象設備の選定

- 上記補足説明資料に係る説明を行うことにより、以下のことを明確にする。
 - 再処理施設とMOX燃料加工施設のそれぞれにおける施設、設備単位での設工認申請を行う際の設工認申請の根拠条文による違いによる1項、2項の申請区分の分類
 - 以下の観点で設工認に記載する内容(事業許可基準規則、技術基準規則の条文)を明確にする。
 - ✓ 新規制基準を受けて要求事項が追加等された事業許可基準規則の条文
 - ✓ 事業許可基準規則の変更や追加要求によらず、設計変更等を行った事項に対応する事業許可基準規則の条文
 - ✓ 新規制基準を受けて技術基準規則で要求事項の追加等された条文
 - ✓ 技術基準規則での要求事項の変更によらず設計変更等した事項に対応する技術基準規則の条文
 - また、許可事項と技術基準規則との紐付けを行い、技術基準規則の条文ごとに変更申請における変更事項を明確にする。

 - 工事工程、設計進捗といった分割申請を行うにあたって考慮すべき条件と分割して申請する場合においても、申請書ごとに技術基準適合性を示すことができるよう分割申請を行う上で配慮すべき基本的事項として、共通的な条文(火災、溢水等)、複数の申請書にまたがる又は影響する系統、施設、設備に係る分割申請での取り扱いを明確にする。

- 上記で明確化された内容を「共通05：工事工程等を踏まえた分割申請計画(分割申請数、申請予定時期、分割の理由)」に繋げ、今後分割申請計画の理由等を明確にする。

- また、変更申請の観点で設工認に記載する内容や分割申請を行う上で配慮すべき基本的事項を踏まえ、申請書本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面の記載方針及び記載すべき事項及び発電炉の実績を踏まえた記載程度の整理方法を明確にする。これらについては、第1回の申請対象設備に係る事項を優先的に明確にすることで、今後説明する「共通08 第1回申請の申請書の構成」に繋げる。
- 仕様表対象機器及び仕様表記載項目の基本的な考え方、設備選定のプロセスを示し、今後これらに基づき設工認申請対象設備の選定を段階的に実施する。それを踏まえ「共通01：1項申請と2項申請の区分」、「共通03：(技術基準規則)新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化」などにフィードバックし、1項、2項の分類や変更申請で変更事項として示すべき事項等の設備ごとの展開を行った結果をもとに設備リストの見直しを行う。また、設備選定の結果を踏まえ、「共通04：設工認の申請計画の考え方」における複数の申請書に跨る設備等の考え方に反映すべき事項がある場合には、見直しを行う。

以 上

共通01：1項申請と2項申請の区分

1項申請、2項申請区分の考え方
施設ごとの1項申請、2項申請の区分

共通02：事業変更許可申請書で新規基準を受けて追加等した項目の明確化

事業許可基準規則の要求事項変更条文、変更事項
事業許可基準規則の変更内容によらず設計変更した事項

共通03：（技術基準規則）新規基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化

技術基準規則の要求事項変更条文、変更事項
技術基準規則の変更内容によらず設計変更した事項

1項、2項の施設ごとの区分

事業許可基準規則と技術基準規則の紐づけ
許可記載事項の基本設計方針への展開方針
許可整合、技術基準規則要求等により設工認で変更が必要な事項

共通04：設工認の申請計画の考え方

工事工程上優先する必要がある設備の取扱い
設計進捗の影響により申請時期が決まる設備
共通的な条文の分割申請での取り扱い
共用設備の分割申請での取り扱い

共通的な条文に対する分割申請での説明方針

許可記載事項の基本設計方針への展開方針等

共通05：工事工程等を踏まえた分割申請計画（分割申請数、申請予定時期、分割の理由）

分割申請における申請書の分冊数
各申請書で申請する内容
申請書ごとの申請予定時期
分割申請を行う理由

分割申請で考慮すべき事項に係る方針

共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項

基本設計方針、仕様表等で記載すべき事項の考え方
基本設計方針記載事項から添付書類へ展開すべき事項の整理の考え方、変更しない添付書類の扱い
発電炉との比較等による基本設計方針、添付書類での記載のチェック
類型化展開の考え方

共通的な条文の分割申請における基本設計方針等の展開の考え方（サンプル）
基本設計方針から添付書類への展開（サンプル）
基本設計方針、添付書類に係る発電炉との比較（サンプル）

許可整合、技術基準規則要求等により設工認で変更が必要な事項の取り扱い等
共通的な条文の分割申請での取り扱い

設工認で変更が必要な事項の設備単位での展開
※資料間で繰り返し相互確認を行う

共通08：第1回申請の申請書の構成

第1回申請の申請対象設備を踏まえた基本設計方針の申請範囲、後次回以降の申請対象の整理
基本設計方針と添付書類の紐づけ
補足説明資料の対象

共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の整理

添付書類記載事項からの展開による補足説明が必要な事項の整理
発電炉との比較による補足説明が必要な事項の抜け漏れチェック

補足説明すべき項目の整理（サンプル）

基本設計方針、添付書類の基本方針等に係る記載すべき事項、添付書類記載事項の整理

共通09：申請対象設備の選定

各個別の技術的事項の説明

共通の資料での整理を行わなくても以下のことが明らかな事項は並行して補足説明による技術的な説明等を進める。
・事業変更許可申請での設計変更事項として設工認申請に展開が必要な事項
・基本設計方針から添付書類（説明書、計算書）に詳細設計として展開が必要な事項
・添付書類記載事項の根拠等として補足説明資料を作成することが必要

：本日の説明対象